

上海駐在員事務所だより

2011年 秋 号



2011 上海世界水泳選手権大会の様子

目 次

- I. レポート ～中国の社会保険制度について～
- II. 上海で開催される主な見本市・展示会等情報（2011年11月～2012年1月）
- III. コラム ～上海の自動車事情～

I. レポート

中国の社会保険制度について

1. はじめに

中国では、2010年10月に「社会保険法」が公布され、2011年7月から施行された。この法律により、中国国内で就業している外国人を中国の社会保険の対象とすることが初めて規定されたことから、公布直後より実際の運用方法が注目されていたが、7月の施行以降も外国人からの社会保険料徴収の具体的な方法が定められておらず、引き続き、今後の動向が注目されている。

今後の運用次第では、日本企業の中国拠点の駐在員等にかかる人件費にも影響が予想されることから、今回は、中国の社会保険制度の仕組みと、外国人が中国の社会保険に加入する場合の問題点等についてレポートする。

(注. 本稿は2011年9月25日現在の状況に基いて執筆している。)

2. 中国の社会保険制度

(1) 社会保険の種類

中国の社会保険には、以下の5種類がある。

A. 養老保険

日本の年金に相当し、退職後の生活を保障する保険である。納付期間累計15年間で、定年後の受給権が得られる。

B. 医療保険

日本の健康保険に近い制度で、疾病や負傷について、指定された病院での診察および入院、薬局での調剤等の費用発生時に、その一定割合が給付される。

C. 労災保険

就労中の労災事故による負傷や、職業が原因である病気に対して、医療費、生活介護費、後遺障害手当等が支給される。

D. 失業保険

労働者が失業した際に基本的生活を保障するもので、その納付年数と年齢に応じた失業保険金が、一定期間（最長24ヶ月間）給付される。

E. 生育保険

女性労働者の出産にかかる医療保障を目的としたもので、女性だけが給付を受けられるが、男性についても保険料納付が義務付けられている。

(2) 社会保険料の算定方法

中国の社会保険の内容および保険料率は省・市によって異なることから、本稿では上海市の事例を採り上げる。

まず、社会保険料の算定基礎となる金額については、「前年度の年間給与支給額（税引前、賞与、社会保険料個人負担分等を含む）を12で割った金額」である「基数」を使用する。これに社会保険料率を掛けることで、毎月の保険料を計算する。

なお、この基数は前年度の上海市平均月額賃金の60%が下限、300%が上限とされている。2010年の上海市平均月額賃金は3,896元であることから、基数の下限は2,338元（約2万9千円）、上限は11,688元（約14万6千円）となっている。

（表1）上海市の社会保険料率および保険料試算額

保険種類	企業負担料率	保険料上限額	個人負担料率	保険料上限額
養老保険	22%	2,571.36元	8%	935.04元
医療保険	12%	1,402.56元	2%	233.76元
失業保険	1.7%	198.70元	1%	116.88元
労災保険	0.5%	58.44元	—	—
生育保険	0.8%	93.50元	—	—
合計	37%	4,324.56元 (約54,057円)	11%	1,285.68元 (約16,071円)

※保険料上限額は、基数上限金額11,688元に対する保険料の金額。また、円換算額は1元=12.50円で算定。なお、郊外所在企業、農村戸籍者等は料率が異なる。

（出典：上海市人力資源社会保障局ホームページ等）

<参考>

社会保険とは役割が異なるが、中国人就業者については「住宅積立金」の納付も義務となっており、総額人件費を考慮する際には算入する必要がある。上海市の場合、基数に対する料率は企業負担、個人負担共に7%で、2011年は企業負担、個人負担合計で上限1,636元、下限156元である。なお、外国人就業者については、住宅積立金の納付は求められていない。

3. 外国人就業者からの社会保険料徴収について

（1）根拠法令

先に述べた通り、2010年10月に公布、今年7月1日に施行された「社会保険法」によって、「中国国内で就業している外国人は、この法律の規定を参照し、社会保険に加入する」（第97条）と規定された。

また、この9月6日に中国人力資源社会保障部が「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」を公布し、この弁法が施行される10月15日より、①中国企業に雇用された外国人就業者、②外国企業から中国拠点に派遣されている外国人就業者のいずれについても社会保険への加入を求め、企業が社会保険料を納付しない場合には罰金を科する旨が明記された。

しかし、社会保険料の具体的な徴収方法については明示されておらず、各省・市が

今後実施細則を制定するまで、実務上は保険料の徴収が見送られている状況である。9月25日現在、外国人からの社会保険料徴収に関する実施細則が公表された地域は未だに無く、今後どのように運用されるかは、未確定である。

(2) 「社会保障協定」について

日本を含めた世界の多くの国では、自国内で就業している外国人について、自国の社会保障制度の対象としている。このため、海外で就業する場合、就業国の社会保険料を支払いながら、受給権確保のために自国でも社会保険料を払い続ける、いわゆる「二重払い」の問題が生じる。また、外国での社会保険加入期間が短い場合、給付に必要な加入期間を満たすことができず、就業国での給付を受けられずに社会保険料が掛け捨てになってしまう、という問題もある。

こうした「社会保険料の二重負担の防止」や、「年金加入期間の通算」を目的として、二国間で「社会保障協定」を締結することが広く行われている。日本は12ヶ国と協定を結んでいるが、中国との間では予備協議が始まったばかりであり、署名および国会承認を経て発効するまでには、相当の時間がかかる見通しである。

(表2) 日本と諸外国の社会保障協定締結状況

発効済（順番は発効順） ※ドイツとの発効は2000年2月、 アイルランドとは2010年12月	ドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス、 カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、ス ペイン、アイルランド
署名済（未発効） （署名順、カッコ内は署名時期）	イタリア（2009年2月）、ブラジル（2010年7 月）、スイス（2010年10月）
政府間交渉中 （カッコ内は交渉開始時期）	ハンガリー（2009年11月）、ルクセンブルク（2010 年5月）、インド（2011年7月）
予備協議中 （カッコ内は協議開始時期）	スウェーデン（2008年3月）、フィリピン（2009 年8月）、スロバキア（2010年9月）、オースト リア（2010年10月）、中国（2011年3月）

（出典：厚生労働省ホームページ）

社会保障協定は個別に内容が異なるが、一般的な例では、日本企業からの派遣期間が5年以内の場合には、相手国での社会保障制度加入が免除され、日本の年金保険のみを納付すれば済むことになる。反対に、派遣期間が5年超の場合は、相手国の社会保障制度に加入すれば、日本の年金保険納付が免除されることになる。

なお、中国はドイツ、韓国との間で既に社会保障協定を締結しており、中国で就業している両国民の社会保険加入は、一部免除となる。

(3) 日本人就業者の社会保険料納付による影響および問題点

A. 中国拠点駐在員の人件費上昇

現在のところ、どの地域においても外国人就業者の社会保険料徴収の具体的方法は規定されていないが、仮に中国人就業者と同様に5種類全ての社会保険料納付が

必要となった場合、上海市では、基数上限金額が適用される一般的な日本人駐在員一人当たりの納付額は、2ページ表1の試算の通り、日本円換算で毎月約7万円（年間約84万円）となる。

（内訳）企業負担分：11,688元×37%=4,324.56元（約54,057円）

個人負担分：11,688元×11%=1,285.68元（約16,071円）

日中間の社会保障協定が発効するまでは、社会保険料の二重払いが避けられず、日本人を中国拠点に駐在させている日系企業にとっては人件費の上昇に直結する。

B. 養老保険および失業保険の給付の可否

中国の養老保険は15年以上の納付期間を支給条件としており、中国での勤務が15年に満たない大部分の日本企業の駐在員の場合、給付を受けることができない。

また、外国人が中国で失業すると、居留証を更新することができず、中国に継続して滞在できない場合がある。このために帰国した場合、失業保険の給付も受けられなくなることが考えられる。

C. 個人負担分の還付の可否

中国の養老保険の個人負担分は、帰国時の申請により一括還付されることが規定されているが、実務上どのように取扱われるかは現時点では不明である。

個人負担分が実質手取給与の減少となり、かつ、帰国時にも還付されない可能性がある状況では、これを企業が負担し、還付が受けられた場合に企業に返還する処理が広く行われるものと考えられるが、その場合、実質的な所得とみなされ、個人所得税も上昇することとなるため、総額人件費は更に上昇することとなる。

4. おわりに

中国では今後、急速な高齢化社会の到来が確実視されており、養老保険の制度維持は大きな課題である。また、医療保険の不備により、必要な医療を受けられない事例が今もなお存在しているほか、労働集約型産業から高付加価値産業への構造転換を目指す上では失業保険の充実も欠かせないなど、社会保障制度の充実は喫緊の課題となっている。

以前の中国では外資誘致が優先課題であったことから、世界各国では一般的に行われている外国人就業者からの社会保険料徴収が後回しにされてきたが、社会保障の充実の必要性に押されて、大きく方針変更されたものといえる。

今後も、外国人就業者からの社会保険料徴収にかかる実施細則や、日中間の社会保障協定等、関連する法令等の内容を引続き注視し、対応していくことが求められている。

1. 法律上、会計上の助言：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責：本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。

Ⅱ. 上海で開催される主な見本市・展示会等情報 (2011年11月～2012年1月)

見本市・展示会等名	会 期	ホームページ等
第2回国際新材料展	11月1日～ 11月3日	http://www.ciamichina.com/
2011中国国際工業博覧会	11月1日～ 11月5日	http://www.ciif-expo.com/
2011工業自動化展	11月1日～ 11月5日	http://www.industrial-automation-show.com/
2011中国航空宇宙産業技術展	11月1日～ 11月5日	http://www.caats.com.cn/html/1/index.html
国際家具装飾芸術展	11月3日～ 11月5日	http://www.home-decor.net/zh-cn/home1/
中国国際飲料工業科学技術展	11月6日～ 11月8日	http://www.chinabeverage.org/cbsten/
第9回中国国際オートエアコン&冷蔵技術展覧会	11月7日～ 11月9日	http://www.autocoolexpo.com/
第78回中国電子展&2011アジア電子展	11月9日～ 11月11日	http://www.icef.com.cn/fall/
2011上海国際キッズファッションエキスポ	11月11日～ 11月13日	http://www.chinainfo-jp.com/expo/kidsfashion.html
中国国際印刷技術設備機材展	11月14日～ 11月17日	http://www.allinprint.com
FHC CHINA 2011 (上海国際食品飲料餐飲設備展覧会)	11月16日～ 11月18日	http://www.fhcchina.com/en/index.asp
第16回中国国際塗料展	11月23日～ 11月25日	http://www.chinacoat.net
アリババネット商品交易会 in 上海 輸入商品展	11月24日～ 11月26日	http://www.alihz.com/wh/whjs
第10回中国国際古典家具展覧会& 上海国際骨董及び芸術品展覧会	11月25日～ 11月28日	http://www.antiquefurniturefair.com/
オートメカニカ上海2011 (自動車部品見本市)	12月7日～ 12月10日	http://www.automechanika-shanghai.com
アリババネット商品交易会 in 上海 国内商品展	12月16日～ 12月18日	http://www.alihz.com/wh/whjs

※各見本市・展示会等の開催時期や内容等は、主催者により変更、延期、中止されることがあります。詳細については、直接各主催者等にお問合せの上、ご確認願います。

※2012年1月は春節(旧正月)休暇があるため、大きな展示会は予定されておりません。

Ⅲ. コラム

上海の自動車事情

上海市では、個人所得の上昇により、自動車を所有する市民が急増しています。中国の交通事情といえば、道路に溢れる自転車を思い浮かべる方も多いかと思いますが、自動車販売台数が世界一となった現在の中国では、どの都市でも、驚くほど自動車が溢れています。

増え続ける自動車をめぐって様々な問題も発生しています。例えば、上海市では自動車増加を抑制するためにナンバープレートの発行枚数を制限し、オークションでの入札によるナンバープレート取得が制度化されていますが、オークションでの平均落札価格は5万2千元（約65万円）を超え、近隣都市の約10倍の価格となっています。中国国内メーカーの小型車を購入する場合、車の購入価格よりもナンバープレート取得価格の方が高い、という事象も発生しています。上海市以外のナンバープレートを付ける自動車に対しては、通勤時間帯に市内中心部への進入が禁止されるなどの規制が実施されていますが、こうした規制があるにもかかわらず、価格の安い他都市のナンバープレートを取得する上海市民も少なくないようです。

昨年の上海万博開催に伴い、空港や鉄道駅、他都市に向かう高架道路や市内の環状道路が整備され、公共交通インフラの充実化が図られました。しかし、自動車台数が増加しているせいか、上海市内の渋滞は以前より悪化しているように感じられます。更に渋滞に拍車をかけているのが、市民の交通マナーの悪さです。ドライバーの無理な割り込みや、迷惑駐車、歩行者や自転車の危険な通行は後を絶たず、事故の多発が更なる渋滞を誘発しています。9月中旬の3連休（中秋節）の際には、他のイベントが重なったこともあって交通量が急増し、折からの悪天候も相まって、午前中だけで1,100件を超える交通事故が報告され、終日大渋滞が続いたそうです。

地下鉄の整備が進み、上海万博で活躍した電動バスが導入されて昔ながらのトロリーバスが全廃されるなど、上海市の公共交通インフラは高度化が進んでいます。しかしながら、今後も更なる自動車の増加が見込まれている中、道路交通をより効率的で利便性の高いものにするためには、インフラ整備によるハード面だけでなく、交通マナーの向上や事故発生を抑制するルール設定など、ソフト面の改善が必要なように感じられます。



渋滞する上海市内の道路